



島根県報

平成27年10月23日（金）

第2,745号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（ " ）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業廃止の届出	（ " ）	3
農用地利用配分計画の認可	（農 業 経 営 課）	4
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	4
地域森林計画の変更	（森 林 整 備 課）	4

【公 告】

家畜人工授精に関する講習会の開催	（畜 産 課）	5
------------------	---------	---

【選管規程】

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程		6
----------------------	--	---

告 示

島根県告示第700号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
えみ歯科クリニック	松江市大庭町宇竜谷土地区画整理事業施行地区5街区1番	平成27年10月4日
大社まちかど薬局	出雲市大社町北荒木485番地2	平成27年10月1日

島根県告示第701号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 上口福祉会	松江市古志原六丁目8番10号	訪問介護	ヘルパーステーションなかよし	松江市古志原六丁目8番16号705	松江市古志原四丁目19番43号	平成27年7月1日
		介護予防訪問介護				

島根県告示第702号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
おでかけりんりん合同会社	訪問介護	おでかけりん	出雲市上塩冶町201番地	平成27年10月16日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第703号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成27年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社 大社ハイヤー	訪問介護	有限会社 大社ハイヤー	出雲市大社町杵築南1353番地13	平成27年5月31日
特定非営利活動法人 ひまわり	通所介護	デイサービス ひまわり	浜田市佐野町イ193	平成27年5月31日
特定非営利活動法人 ひまわり	介護予防通所介護	デイサービス ひまわり	浜田市佐野町イ193	平成27年5月31日
特定非営利活動法人 だんだん	通所介護	福来の里デイサービスセンター	隠岐郡海士町海士1470番地1	平成27年5月31日
特定非営利活動法人 だんだん	介護予防通所介護	福来の里デイサービスセンター	隠岐郡海士町海士1470番地1	平成27年5月31日
株式会社 虹の手	通所介護	リハビリデイサービス ハルク	出雲市大津町456-5	平成27年6月10日
株式会社 虹の手	介護予防通所介護	リハビリデイサービス ハルク	出雲市大津町456-5	平成27年6月10日
特定非営利活動法人 日本心身機能活性化療法指導士会	通所介護	デイサービスセンター かえで	出雲市塩冶神前1-6-27	平成27年6月30日
特定非営利活動法人 日本心身機能活性化療法指導士会	介護予防通所介護	デイサービスセンター かえで	出雲市塩冶神前1-6-27	平成27年6月30日
株式会社 ウェルネス湖北	訪問介護	株式会社 ウェルネス湖北 介護センター出雲	出雲市白枝町551番1	平成27年8月15日
株式会社 ウェルネス湖北	介護予防訪問介護	株式会社 ウェルネス湖北 介護センター出雲	出雲市白枝町551番1	平成27年8月15日

島根県告示第704号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成27年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社 ホームケアー島根	居宅介護支援	有限会社 ホームケアー島根 雲南営業所	雲南市三刀屋町三刀屋533-5	平成27年3月31日
株式会社 しろがねの里	居宅介護支援	シルバーハイツしろがね 居宅介護支援事業所	大田市大田町大田イ353	平成27年4月1日
株式会社 ウェルネス湖北	居宅介護支援	株式会社 ウェルネス湖北 介護センター出雲	出雲市白枝町551番1	平成27年8月15日
雲南福祉サービス株式会社	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所 加茂の郷	雲南市加茂町南加茂706-4	平成27年9月1日

島根県告示第705号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 おおつか営農組合	安来市大塚町353-1	安来市大塚町字古市1382-6外24筆
もりした農園 森下 保	鹿足郡吉賀町立戸235-2	鹿足郡吉賀町七日市293外5筆
有限会社 山葵農産	鹿足郡吉賀町真田1718	鹿足郡吉賀町七日市876-1外7筆
有限会社 サジキアグリサービス	鹿足郡吉賀町真田1500	鹿足郡吉賀町抜月18外3筆

2 認可年月日

平成27年10月23日

島根県告示第706号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平田市東部土地改良区の定款変更を平成27年10月14日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成27年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
斐伊川地域森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲事務所	自 平成27年10月23日 至 平成27年11月20日
江の川下流域地域森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター、西部農林振興センター県央事務所	自 平成27年10月23日 至 平成27年11月20日
高津川地域森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター益田事務所	自 平成27年10月23日 至 平成27年11月20日
隠岐地域森林計画区（隠岐の島）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林	自 平成27年10月23日

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催場所

(1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

(2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（育種部門）

2 開催期間

平成28年1月25日（月）から同年2月25日（木）まで

3 受講者の定員

17名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理、種付けの理論、人工授精

(2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

6 受講資格

次の各号のいずれかに該当する者で、免許取得後家畜人工授精業務に従事するもの

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者

(2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者

7 受講願書の提出期限

平成27年12月14日（月）

8 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は、受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

農林大学校肉用牛専攻（2年生）は11,700円、一般は18,500円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。ただし、免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部畜産課（0852-22-6951）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年10月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和28年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条及び第6号様式中「第1条」を「第1条の3」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。